

東京都地域医療構想

平成28年7月



第1章 地域医療構想とは

- 日本は、高い医療水準と、国民皆保険などの社会保障制度に支えられながら、世界有数の長寿国家になりました。
- 今後、少子高齢化が更に進展し、医療・介護サービスの需要が増大しても、質の高いサービスが提供されるとともに、持続可能な社会保障制度を将来の世代へ伝えられるよう、平成26年に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が公布され、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする法令が改正されました。
- 医療法の改正に伴い、今般策定した「東京都地域医療構想」は、都民の皆様と、行政、医療機関、保険者など、医療、介護、福祉などに関わる全ての人々が協力し、将来にわたって、東京の医療提供体制を維持・発展させていくための方針となるものです。
- 東京には、大学病院本院や特定機能病院等が集積しており、高度な医療を求める患者が全国から集まっています。がん患者を中心に、都民にも同様の傾向がみられます。
一方、脳卒中や急性心筋梗塞などの救急患者の多くは、住所地の近くで治療を受けており、疾病、医療機能ごとに多様な医療連携が行われているという特性があります。
また、人口推計から見た東京の特性として、2025年に向けて人口が増加すること、特に後期高齢者の増加が著しく、高齢者単独世帯の割合も上昇することなどが挙げられます。
- こうした中、医療、介護が必要な人や、認知症の人など、地域の支援を必要とする都民が、安心して暮らし続けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことや、医療・介護人材が出産や育児、定年退職等のライフステージに応じて働き続けられる環境づくり等が求められています。
- このため、「東京都地域医療構想」には、「東京の2025年の医療～グランドデザイン～」として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を描き、その実現に向けた、次の「4つの基本目標」を掲げました。
 - I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
 - II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
 - III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
 - IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成
- 今後は、「4つの基本目標」の達成に向け、医療・介護サービスの連携のみならず、健康づくり、福祉、住まいや教育などの施策とも連動して「東京都地域医療構想」を着実に推進し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指します。

第5章

果たすべき役割と 東京都保健医療計画の取組状況

- 1 果たすべき役割
- 2 東京都保健医療計画改定後に開始した主な取組

第5章 果たすべき役割と東京都保健医療計画の取組状況

- 地域医療構想は、医療計画の一部であり、平成30年には次期東京都保健医療計画と一体化します。そのため、この章には、地域医療構想の策定に伴い関係者が果たすべき役割や、東京都保健医療計画の改定（平成25年3月）以降に開始した主な取組について記載しています。

1 果たすべき役割

- 行政、医療提供施設、保険者、都民の果たすべき役割について記載します。

行政の役割

地域医療構想の推進に向けた取組等

- ▶ 都は、地域医療構想調整会議を設置し、地域に必要な医療体制の確保に向けた検討が進むよう、策定後の患者の受療動向の状況変化や病床機能報告のデータ等、必要な情報を提供
- ▶ 地域医療構想調整会議における検討の進捗状況や地域の医療体制の整備状況を勘案しながら、必要な施策を展開
- ▶ 都は、地域医療構想の実現を目指し、区市町村や保険者と連携して、医療提供施設や都民等に対する普及啓発を実施
- ▶ 区市町村は、自らの地域の実情をきめ細かく把握しながら、都や地域の関係機関等と緊密に連携し、地域の医療提供体制の確保を推進
- ▶ 区市町村は、地域包括ケアシステムの構築に向け、都や構想区域内の他の区市町村等と連携を図り、在宅療養の取組を主体的に推進


医療提供施設の役割

地域医療構想への正しい理解


- ▶ 自主的な取組と相互の協議によって推進する地域医療構想の趣旨を理解し、その実現に向け、地域における必要な医療体制の確保に参画


病床機能等の報告と活用

- ▶ 「病床機能報告制度」の趣旨を理解し、自施設の診療に関するデータ等の分析を行い、毎年度報告を実施
- ▶ 「病床機能報告制度」の報告データ等を活用し、構想区域における自施設の状況を把握

| | | |
|---|---------------------------|--------------------------------------|
| <p><課題②></p> | <p>地域リハビリテーション提供体制の強化</p> | <p>保健医療計画 該当ページ 【P. 161】</p> |
|  | | |
| <p>地域のリハビリテーション医療を担う人材の育成【再掲 P.203】</p> | | <p>【基本目標Ⅳ】</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の病院のリハビリテーション対応力の一層の充実を図るため、実務経験が少ない理学療法士、作業療法士等を地域リハビリテーション支援センターで受け入れ、実務研修を実施 | | |

医療安全対策の推進

| | | |
|--|------------------|--------------------------------------|
| <p><課題①></p> | <p>医療安全対策の推進</p> | <p>保健医療計画 該当ページ 【P. 165】</p> |
|  | | |
| <p>医療安全支援センターの活用</p> | | <p>【基本目標Ⅳ】</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 患者と医療機関等との信頼関係構築に係る支援や医療安全の確保のために、医療安全支援センターにおいて、苦情や相談事例等を患者及び医療機関等の双方に情報提供 ▶ 特別区、保健所設置市など各自治体の医療安全対策に係る取組を促進 | | |

| | | |
|--|------------------|----------------|
| <p><課題②></p> | <p>死因究明体制の充実</p> | |
|  | | |
| <p>検案医の確保と専門性の向上</p> | | <p>【基本目標Ⅱ】</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大学法医学教室と協力した研修を実施するとともに、登録検案医確保のための周知活動を実施 ▶ 監察医務院の機能を活用し、監察医の派遣などにより、多摩地域の検案体制を引き続き確保 ▶ 死因究明等推進計画に基づき、都全域の死因究明体制を推進 | | |